

石神井公園マネジメントプラン(案)

令和 8 (2026) 年 1 月
東京都 建設局

目次

はじめに

I 公園の概要	2
1 都市計画の概要	
2 開園の概要	
3 主な公園施設	
4 成り立ち・基本的な性格	
5 周辺の土地利用・自然環境	
6 利用概況及び特色	
7 整備計画等	
II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	6
1 目指す姿及び重点取組	
2 ゾーン別基本方針	
III 図面・写真	11
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
園内の写真	
IV 資料編	14
公園の沿革	
マネジメントプラン策定履歴	
利用状況等データ	
主な催し物	
主な活動団体	
関連する行政計画等	

はじめに

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弹力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名 称 東京都市計画公園第7・5・15号石神井公園
位 置 練馬区石神井町三・五・六丁目及び石神井台一・二丁目各
地内
面 積 40.00ha
種 別 特殊公園・風致
決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 令和6年6月17日 東京都告示第727号

園内マップ

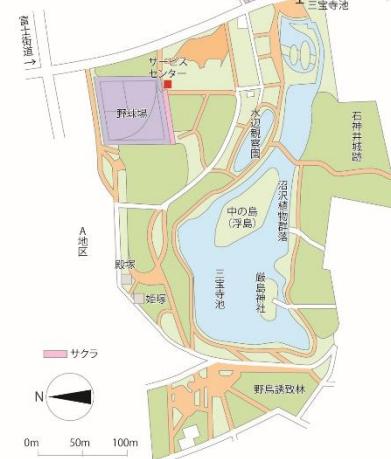


2 開園の概要

名 称 都立石神井公園 (しゃくじいこうえん)
開園日 昭和34年3月11日
開園面積 226,232.99 m² (令和7年11月1日現在)
公園種別 風致公園
所在地 練馬区石神井台一・二丁目、石神井町五丁目
アクセス 西武池袋線「石神井公園」、西武新宿線「上井草」から西武
バス（長久保行き）「三宝寺池」又は（石神井公園駅行き）
「石神井公園」、駐車場（有料・24時間）

3 主な公園施設

管理事務所、三宝寺池、石神井池、野球場、野外ステージ、
ボート場、売店、テニスコート



4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、かつて武蔵野三大湧水池のひとつであった三宝寺池と後から整備した石神井池を中心とした池と樹林地の公園である。公園を含む周辺区域は、風致地区に指定されており、三宝寺池の水が流れ込む石神井川が近くを流れている。この石神井川からの流れを活かした「水と緑の骨格軸」としての景観を維持し、うるおいある空間を形成していく。

なお、東京都地域防災計画及び練馬区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・本公園一帯は石神井風致地区に指定されている。また、三宝寺池北側は、森林法の風致保安林として指定を受けている。さらに、公園西側をかすめるように東京外郭環状線が計画決定されている。
- ・本公園及び周辺は第一種低層住宅居住専用地域であり、井草通り沿いや公園東部の第一種中高層住宅居住者専用地域が混在している。また、石神井公園駅周辺は商業地域となっている。
- ・西武池袋線石神井公園駅に近接し、練馬区役所石神井庁舎や区民館、出張所、相談所の他、公園に隣接して図書館、郷土資料室、学校などの施設が集中している。
- ・主要な道路は公園を分断する形で南北に井草通りが、北側には富士街道が通っている。また、東側 800m には環状 8 号線が南北に通り、笹目通りにつながっている。
- ・北側に西武池袋線が、南側に西武新宿線が概ね東西方向に走っている。
- ・三宝寺池北側には、練馬区立石神井松の風文化公園がある。
- ・公園南側には、寺社が多く存在しており、境内には樹林が保全されている。
- ・三宝寺池南側には、鎌倉時代～室町時代の石神井城跡（都の旧跡に指

定）等の遺跡が発掘されている。周辺には、石神井池南側に隣接して、旧石器～中世の遺構等が発見された池淵史跡を含む区立公園がある。

(2)自然環境

- ・練馬区は武蔵野台地のやや東寄りに位置し、標高は 30～54m で区の南西部から荒川の北東部に向かい緩やかに下降している。
- ・公園の標高は 41.5～49.6m で高低差が 8.1m ほどである。
- ・三宝寺池周りと石神井池南側は急峻な地形である。
- ・昭和 40 年代までは三宝寺池西端にある急崖下の水際に所々湧水が見られた。現在でも、降水量の多い際には、数日間、湧水が観察される。
- ・石神井川の源流は小金井公園であり、川の周辺の急激な宅地化により地下水の低下と湧水の枯渇が進み、石神井川水系の湧水は少ない。
- ・園内の植生は、コナラークヌギ林、シラカシ林が主体となり、主な構成種は、コナラ、クリ、ケヤキ、シラカシ、エゴノキ、イヌシデ、ガマズミ、ムラサキシキブ、アズマネザサとなっている。
- ・三宝寺池は中ノ島のハンノキ林と、それを取り巻くヨシなどがあり、スギ、クヌギ、コナラ、シラカシ、アカマツを主体とする、まとまった樹林が広がる。
- ・石神井池沿いは、シダレヤナギが骨格となり、池南側はアカマツ、クロマツ、スダジイなどが生育している。
- ・野球場廻りはイチョウとケヤキが並木状となり、管理所側にはサクラがまとまって存在する。
- ・三宝寺池には、昭和 10 年（1935 年）、国の天然記念物に指定された沼沢植物群落がある。現在は池の富栄養化や水温の上昇が原因となり、指定された当時の種類のなかには絶滅した種もある。
- ・良好な自然環境を基にカワセミなどの鳥類、市街地の公園ではほとんど見られなくなったヒカゲチョウ、ルリタテハ、アカタテハなどのチョウ類が確認されたことがある。
- ・三宝寺池は湧水により池を形成していたが、枯渇が著しく、現在は、

深井戸による地下水と雨水により維持されている。水質は浮遊藻類の富栄養化が進み、表層水の滞留などの自然的要因、給餌行為などの人為的要因などにより、水質は必ずしも良好ではない。

6 利用概況及び特色

静かな雰囲気を求めて三宝寺池の池畔に多くの人が集まり、良好な自然環境から、動植物の観察などに訪れる利用者もいる。陽気がよい休日には、石神井池はボート遊びでにぎわっている。

①三宝寺池

武蔵野三大湧水池のひとつ。江戸時代には、いかなる日照りにも涸れないといわれ、昭和30年代頃までは、真冬でも池面が凍らない「不凍池」として知られていた。しかし、かつての豊富な湧水も、周辺の市街化など環境の変化により、現在では見ることができない。このため、井戸から地下水を汲み上げ、池を満たしている。樹林に覆われた池は、今も変わることなく四季それぞれに美しい姿を見てくれる。また、池のほとりにめぐらされた木道は自然観察や散策に便利である。

②沼沢植物群落

三宝寺池には、氷河期から存在してきた寒冷地植物のミツガワシをはじめ、カキツバタ、コウホネなどの沢や沼などに生える植物の群落があり、昭和10年12月に国の天然記念物に指定されている。指定当時は、約100種あった植物も、水環境などの変化により様相が変わり、種類、個体数共減ってしまった。現在、大型の水生植物を刈り取り、カキツバタの成育を促すなど、この群落の回復を図っている。また水辺観察園でも、これらの水生植物を見ることができる。

③花と鳥

三宝寺池の北の台地を中心にソメイヨシノが約170本、ヤマザクラが約70本、コブシが約140本あり、それぞれ季節に合わせて見事な花を咲かせる。また、水面に彩を添えるカキツバタやスイレンの花も楽しめる。冬枯れの季節にはオナガガモ、コガモ、マガモ、オシドリなどの水鳥が飛来する。また、カルガモやカイツブリは、一年を通じて観察できる。水鳥のほかに、カワセミ、アオジ、ウグイス、カワラヒワなどの野鳥も観察されている。

④石神井城跡

鎌倉時代の末期には石神井郷を領有した豊島泰経の居城跡（石神井城址）が三宝寺池南側の台地にある。城は中世の平城で、池と川という自然の地形を利用して造られた。泰経は文明9年（1477年）、太田道灌との合戦に敗れ、このとき城も落ちた。今ではわずかに空堀と土塁の遺構が残り、往時を偲ばせている。なお、文化財保護のため、空堀と土塁部分は閉鎖地区となっている。

⑤殿塚と姫塚

道灌の軍勢に追われた泰経は、家宝の黄金の鞍を載せた白馬にまたがり三宝寺池に身を沈めた。娘、照姫も悲嘆のあまり、その後を追い池に身を投じたという豊島一族の最後を語る伝説の一つが、殿塚・姫塚として残っている。

⑥石神井池

かつては三宝寺池から水路が引かれ、田圃が広がっていたが、昭和8年（1933年）、この水路をせき止め、池がつくられた。周囲の緑を眺めながらのボート遊びなど、開放的で賑やかな雰囲気に満ちている。

7 整備計画等

(1)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」: 13,700 m²

練馬区石神井台一・二丁目、石神井町五丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」: 26,700 m²

練馬区石神井台二丁目、石神井町五丁目

注)「事業促進区域」:既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」:新たに事業認可を取得する区域

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

三宝寺池と石神井池を中心とした景観や生態系を生かし、生物多様性の保全や健康づくり、防災機能の強化等の取組を進め、都市の防災力を支え、地域に愛着を持たれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことについて重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的な内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスター・プランと連動している。

重点取組

(1) 公園整備による緑の保全

【施策1 緑と環境をまもる】

- 雜木林管理等のボランティアや樹木診断の体験、発生材を活用した工作イベント等を行うこども向けのグリーンスクールなど、幅広い年代の都民に公園の緑を知り、ふれあう機会を提供し、緑の創出や保全への意識を高める取組を推進します。

(2) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点としてポテンシャルの高い公園として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。水辺の希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。
- 観察会やかいばり等の自然と親しみ、ふれあうイベントの開催や子どものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

(3) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(4) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保します。

(5) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(6) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

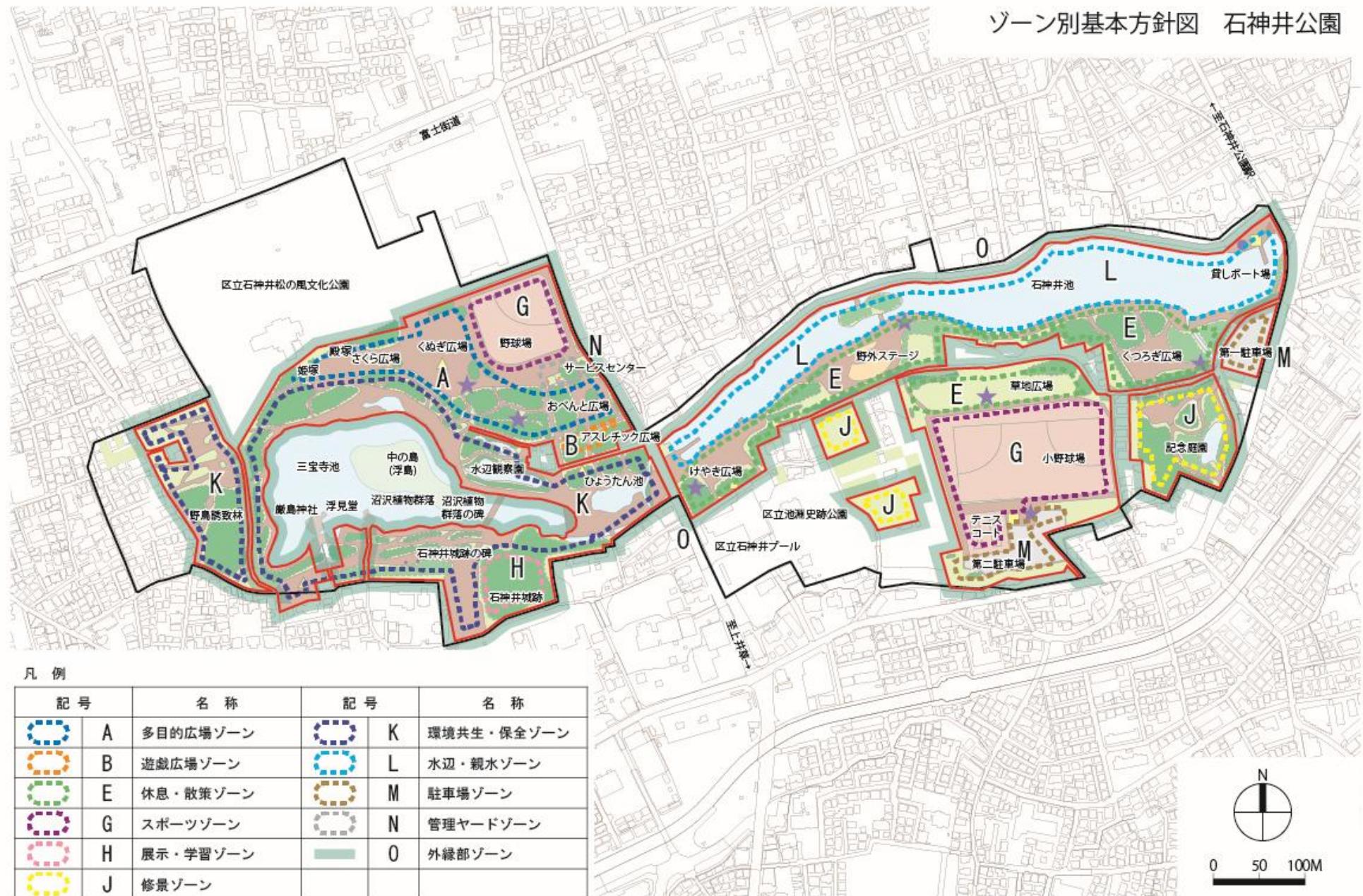
- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。特に丘陵地公園の整備を加速していきます。

(7) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

2. ゾーン別基本方針



この地図は、国土地理院の承認(平25簡第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(7都市基文第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> さくら広場とくぬぎ広場などのあるゾーン 散策・休息、子どもたちの遊び利用のほか、高台の眺望を活かした眺望利用に対応していく。また、広場にはサクラなどの四季の変化を感じさせる樹木が多く、適切な管理を通じ、鑑賞や休息の利用に対応していく。 なお、三宝寺池地区北側に位置する園路は生活動線となっており、自転車利用者が多いことから、安全な空間を確保するよう対応していく。
B	遊戯広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 複合遊具のあるゾーン 低年齢層の利用もあり、遊具の安全性を確保し、快適な利用に対応していく。
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 石神井池南側池畔のゾーン 良好な環境の石神井池南側の園地・園路や樹林地は、休憩・散策等の利用に対応していく。 野外ステージのあるゾーン 野外ステージとその周辺については、多くの人が集まる場所であることをふまえ、安全で快適な利用に対応していく。

記号	区分	基本方針
G	スポーツゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 野球場とテニスコートのあるゾーン 三宝寺池地区には野球場（1面）、石神井池地区には野球場・小野球場（各1面）とテニスコート（2面）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。 なお、石神井池地区野球場は、東京都地域防災計画で災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。
H	展示・学習ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 石神井城跡のあるゾーン 三宝寺池地区の中心的な施設のひとつであり、地域の文化と歴史を学ぶ場として、空堀や土壘や、城址に関連して伝説として語られる姫塚・殿塚の石碑群などの保存と継承に対応していく。
J	修景ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 記念庭園のあるゾーン 独自の景観を維持しながら静かな空間として、散策や休息等の利用に対応していく。 野草観察園やサクラの名木のあるゾーン 武蔵野の地で見られる種類をはじめ多様な野草を観察できる場として、ボランティア団体とともに対応していく。また、縦引き手法により移植したサクラの大木がある閉鎖管理区域についても、適切に対応していく。

記号	区分	基本方針
K	環境共生・保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・三宝寺池のあるゾーン 国の天然記念物に指定されている沼沢植物群落を保全し、回復に努めるとともに、水源涵養機能を持つ樹林を維持し、三宝寺池の補給水の確保に対応していく。また、引き続き、水辺の豊かな自然とふれあい、自然の大切さを学ぶ場として対応していく。 なお、天然記念物指定当時の指定範囲である三宝寺池の中の島の所有は文部科学省であるが、東京都が管理団体になっているため、保全・継承に対応していく。 ・野鳥誘致林のあるゾーン 野鳥誘致林の植生を適切に維持し、生物との関わり合いを体験・学習する場として対応していく。また、ナラ枯れによる雑木林の衰退が見られるため、クヌギ・コナラ等の後継樹の苗木育成について、指定管理者・ボランティア団体等と協力して取り組んでいく。
L	水辺・親水ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・石神井池のあるゾーン 石神井池は、ボート遊びや池畔からの眺望など、水質等の変化に注意しながら、快適な水辺のレクリエーション利用に対応していく。
M	駐車場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場のあるゾーン 案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。

記号	区分	基本方針
N	管理ヤードゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所のあるゾーン 利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。
O	外縁部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地や公道などに接する公園外縁部 本公園の外縁部で、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

III 図面・写真

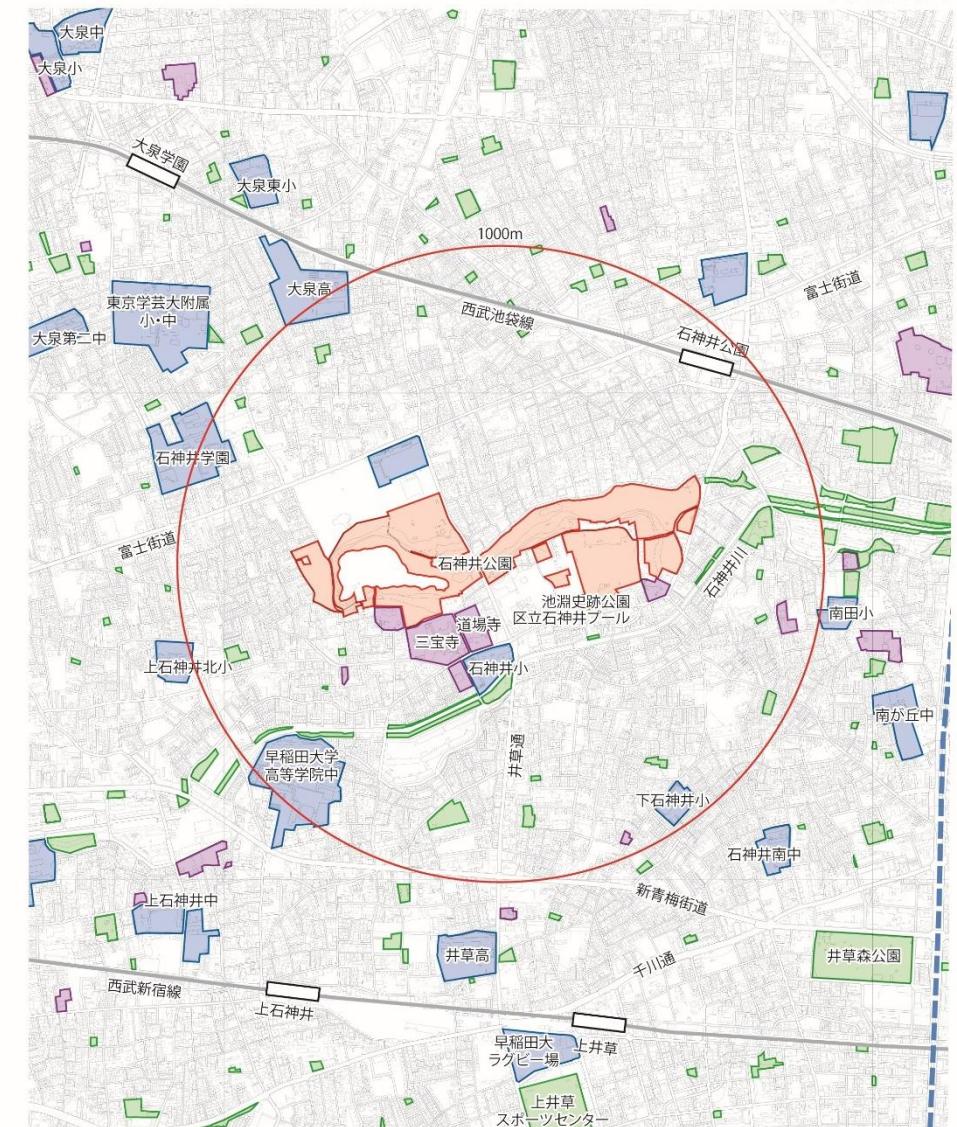
【現況平面図】



周辺土地利用図(空中写真)



周辺土地利用図(地図)



園内の写真



三宝寺池



野外ステージ



東端の売店



水辺観察園



石神井池



野鳥観察林

IV 資料編

■公園の沿革

大正 8 年 10 月	石神井城跡、三宝寺池、井の頭池(神田上水水源地)が旧跡として都指定文化財となる	昭和 53 年 10 月	東京都告示第 1011 号により、都市計画変更 A 地区三宝寺池南側の一部 0.2ha を追加開園
昭和 5 年 10 月	内務省告示第 206 号をもって都市計画法にもとづく風致地区に指定される	昭和 54 年 6 月	0.9ha を追加開園
昭和 10 年 12 月	三宝寺池沼沢植物群落が天然記念物に指定される	昭和 55 年 6 月	185 m ² を追加開園
昭和 28 年 3 月	東京特別都市計画緑地の一部として事業決定	昭和 57 年 6 月	0.4ha を追加開園
昭和 28 年 4 月	都市計画部から 750 坪所管替	昭和 58 年 6 月	655 m ² を追加開園
昭和 29 年 9 月	都市計画部から 291 坪所管替	昭和 59 年 6 月	277 m ² を追加開園
昭和 30 年 4 月	南元町公園予定地の一部と交換(相手は西武鉄道)、2,423 坪	昭和 60 年 6 月	三宝寺池脇の旧釣り堀部分について、当時の三宝寺池の復元を意図し整備を実施(通称「新池」)
昭和 30 年 6 月	都市計画部から 2,872 坪所管替	平成元年 6 月	通称「新池」を含めた 0.9ha を追加開園
昭和 31 年 6 月	都市計画部から 778 坪所管替	平成 3 年 6 月	0.1ha を追加開園
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定	平成 4 年 6 月	0.2ha を追加開園 石神井池の東端部分で「ふれあい拠点」づくりとして護岸改修や湿地の造成を実施
昭和 34 年 3 月	現野球場のある台地(A 地区)、石神井池西側(B 地区)の一部 5.4ha を開園	平成 5 年 6 月	963 m ² を追加開園
昭和 39 年 11 月	B 地区石神井池東側の一部 1.5ha を追加開園	平成 7 年 6 月	280 m ² を追加開園
昭和 45 年 6 月	0.4ha を追加開園	平成 8 年 6 月	0.1ha を追加開園
昭和 46 年 6 月	A 地区三宝寺池南側の一部 1.3ha を追加開園	平成 9 年	ポート場を東京都公園協会に管理許可する
昭和 48 年 6 月	三宝寺池西側サンクチュアリ、石神井池水面部分計 5.4ha を追加開園 昭和 14 年以来石神井池において、石神井風致協会の委託により経営していた西武鉄道(株)へポート場を管理許可する	平成 11 年 10 月	B 地区 1.8ha を追加開園
昭和 48 年 7 月	ちびっこつり場を練馬区へ設置許可する(現在は廃止)	平成 12 年 6 月	961 m ² を追加開園
昭和 48 年	バードサンクチュアリを開設。(0.9ha)	平成 19 年 6 月	64 m ² を追加開園
昭和 53 年 6 月	B 地区通称「ピノキオの池」1.2ha を追加開園	平成 22 年 6 月	野球場、テニスコート、更衣棟 2.2ha を追加開園
		平成 24 年 6 月	0.2ha を追加開園
		平成 26 年 11 月	東京都告示第 1574 号により、都市計画変更
		令和 4 年 10 月	東京都告示第 1313 号により、都市計画変更
		令和 6 年 6 月	東京都告示第 723 号により、都市計画変更

■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月 パークマネジメントマスタートップラン策定
平成 18 年 12 月 石神井公園マネジメントプラン策定
平成 22 年 3 月 石神井公園マネジメントプラン改定
平成 27 年 3 月 パークマネジメントマスタートップラン改定
石神井公園マネジメントプラン改定
令和 4 年 3 月 石神井公園マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月 パークマネジメントマスタートップラン改定
令和 8 年 3 月 石神井公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	6 年度	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
年間総計 (人)	1,909,681	1,478,201	1,866,861	1,942,679	2,317,423

2)月別利用者数の推移

6 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 (人)	393,066	208,559	143,191	60,966	48,360	81,566
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	143,257	180,246	155,869	145,417	134,819	214,365

3)有料施設の利用状況 (件)

施設名	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
A 野球場	717	0	405	1,005	692
B 野球場（大）	555	665	613	612	368
B 野球場（小）	454	532	514	516	340
テニス	2,030	2,001	1,997	2,051	1,231
野外ステージ	7	12	7	1	0

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	自然ふれあいクラフト教室	5月、12月	80
	2	健康増進プログラム	12月～1月	74
	3	一日水族館	9月	280
	4	バードウィーク	5月	600
	5	歴史ガイドツアー	10月	16
	6	子どもの居場所づくり	8月	25
都民協働	1	パークミーティング	12月	10
	2	歴史と自然でつながる地域	11月	1,009
	3	ザリガニバイバイプロジェクト	4月～10月	—
	4	生態保全ボランティア	4月～3月	457
自主事業	1	8公園を巡るスタンプラリー	11月～12月	2,206
	2	クリーンアップムーブメント	5月、9月、11月	73
	3	THINK ETHICAL PARK DAY	3月	800

自主事業	4	江戸東京野菜や地場野菜の育成	9月～1月	26
	5	「蝶々園」プロジェクト	4月～3月	93
	6	生態 INFO コーナー	4月～3月	—

■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
石神井野鳥と自然の会	水辺観察園維持管理、水鳥、トンボ、蝶の調査	125
練馬に自然を育む会	野草観察園維持管理	15
石神井・冒険遊びの会	Play Park(子供が自分の責任で自由に遊ぶ)	20
NPO 法人 PLAY TANK	おひさまびよびよ(幼児向け外遊び)	40

■関連する行政計画等

- ・ 2050 東京戦略（令和 7 年 3 月）
- ・ 新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和 5 年 6 月）
- ・ 都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・ 東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年 3 月）
- ・ 緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・ 東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）
 - （本公園の位置付け：避難場所、災害時臨時離着陸場候補地）
- ・ 練馬区地域防災計画（令和 6 年 3 月）